

三重労働局では

育児休業制度等に関する

特別相談窓口



を開設しています！

働く人も、会社の担当者も、相談できます。
お気軽にご利用ください。相談無料・プライバシー厳守

女性労働者・男性労働者・中小事業主などからの例えば以下のような相談に対応します。

- ・育児・介護休業法の改正内容について知りたい。
- ・就業規則への整備の仕方について聞きたい。
- ・子どもが生まれる社員がいるが、従業員への個別周知や意向確認はどのように行うのか？

- ・育児休業制度を取得したいが、会社にどう申出するの？
- ・男性が育児休業を取得しやすくなるという「産後パパ育休」とは何ですか。
- ・1年契約の社員だが、育児休業は取得できるの？



改正育児・介護休業法 主な改正のポイント

1. 令和4年4月1日から
 - ・育児休業を取得しやすい雇用環境整備、従業員への個別周知・意向確認の措置が事業主の義務となります。
 - ・有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます。
2. 令和4年10月1日から
 - ・出生直後の時期に柔軟な育児休業を取得できるようになります（「産後パパ育休」）。
 - ・育児休業を分割して取得できるようになります。
3. 令和5年4月1日から
 - ・（労働者1,000人超えの事業主対象）育児休業取得状況の公表が義務になります。

<育児休業制度等特別相談窓口>



三重労働局雇用環境・均等室

TEL：059-226-2318

所在地：津市島崎町327番2 津第二地方合同庁舎2階

受付時間：9：00～17：00（土日祝日及び年末年始を除く）

三重労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/home.html>



電話・来庁どちらでも
ご相談いただけます。